

国総貨複第53号
国自貨第30号
平成15年7月7日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 あて

総合政策局複合貨物流通課長

自動車交通局貨物課長

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業専業者を利用する場合の取扱について

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「トラック実運送事業者」という。）が、貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業専業者（以下「トラック利用専業者」という。）を利用する場合について、具体的な取扱を以下のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

1. トラック実運送事業者が、トラック利用専業者を利用する行為について、貨物自動車運送事業法第2条第7項に規定する貨物自動車利用運送から除外している理由

トラック実運送事業者がトラック利用専業者を利用する行為については、貨物自動車運送事業法第2条第7項に規定する貨物自動車利用運送からは除外されているが、その理由は以下のとおり。

今般、トラック実運送事業者がトラック実運送事業者を利用する場合について、貨物運送取扱事業法から貨物自動車運送事業法へ移管したのは、事業活動の一体性及び貨物自動車運送事業法における規制の実効性を勘案した結果である。この観点からトラック実運送事業者のトラック利用専業者の利用を見たときに、

① トラック実運送事業者（元請）から トラック利用専業者（下請）への委託、トラック利用専業者から トラック実運送事業者（孫請）への委託という二つの段階があり、元請と孫請だけを見れば一体化したトラック事業と言えなくもないが、それぞ

れの段階を見たときには別個の事業と整理したほうが適切であり、必ずしも一体性を有するとは言えない。

②下請がトラック実運送事業者であれば事業規模や運送の実態が把握でき、元請からどの程度の運送指示が出れば下請の輸送の安全確保を阻害しているのかを適確に判断することができる。しかし、下請が貨物利用運送専業者であれば、元請の輸送の安全確保阻害行為についての判断が難しく、貨物自動車運送事業法での規制の実効性が低下すると考えられる。

よって、トラック実運送事業者のトラック利用専業者の利用については、貨物自動車運送事業法による規制は不適当であり、貨物自動車運送事業法上の貨物自動車利用運送からは除外している。

また、かかる整理によると、トラック実利兼業者が輸送の安全確保阻害行為をした場合の処分につき、委託先が実運送事業者・貨物利用運送事業者のいずれであるかにより大きく処分が異なることとなるが、これは上記の理由により、それぞれ別の事業法で処分した方が適当であると判断したからである。

2. トラック実運送事業者からトラック利用専業者を利用する申請がなされた場合について

トラック実運送事業者より、トラック利用専業者を利用する旨の申請がなされた場合については、貨物自動車運送事業法の許可では当該事業を行うことができず、別途貨物利用運送事業法に規定する第一種貨物利用運送事業の登録が必要である旨、指導すること。